

○宇和島市上下水道局最低制限価格制度実施要領

令和 7 年 3 月 4 日

水道局告示第15号

（目的）

第 1 条 この要領は、上下水道局が発注する宇和島市水道事業における建設業法（昭和24年法律第100号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、工事の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第 167条の10第 2 項（令第167条の13において準用する場合を含む。）及び宇和島市水道事業会計規程（令和 7 年水管規程第15号）第87条の 3 により準用する宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）第13条の 2 の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第 2 条 この要領の対象は、予定価格が5,000万円未満の工事とする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合及び市長が特に対象外と認める場合には適用しない。

（最低制限価格の算定）

第 3 条 前条に規定する工事の契約に係る最低制限価格は、別表に掲げるところにより算出した額とする。

（その他）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、宇和島市最低制限価格制度実施要領（平成22年告示第10号。以下「市要領」という。）の規定を準用する。

2 この要領の施行に関し必要な事項について、市要領に運用又は基準等の定めがあるときは、本要領にこれを準用する。この場合において「宇和島市」は「宇和島市上下水道局」と読み替える。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	最低制限価格	備考
水道施設工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	計算式により算出した額が予定価格に7.5／10を乗じて得た額を下回る場合にあっては、予定価格に7.5

	／10を乗じて得た額を最低制限価格とする。
--	-----------------------

注 1 最低制限価格については、費目ごとに所定の率を乗じたもの（円未満切捨て）の合計に1.1を乗じた額（円未満切捨て）とする。

注 2 事前公表した予定価格を超えるもの及び予定価格に7.5／10を乗じて得た額を下回るものは無効とする。